

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○保安林の指定予定の通知（4件）	（治山林道課）	1
○道路の区域変更（3件）	（道 路 課）	1
○公有水面埋立ての免許の出願	（港湾・海岸課）	2

公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（2件）	（県民生活・男女共同参画課）	
○農用地利用配分計画の認可	（農地・担い手対策課）	2
○土地改良区の役員の就退任	（農業基盤課）	3

高知県選挙管理委員会告示		
○高知県知事選挙の当選人の住所及び氏名	（11・18掲示）	3
○政治団体設立の届出		3
○政治団体異動の届出		4
○政治団体解散の届出		4

告 示

高知県告示第649号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
四万十市手洗川字上ミ小谷山4318の4、字竹ノ山4319の3、字山伏峠山4324の2、4324の13
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第650号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町高藪字ケヤキ山224の14
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ケヤキ山224の14（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第651号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町大野見川奥74
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第652号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡禰原町田野々534、538、539、831
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国伊野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町檜字土居582番2地先から吾川郡いの町檜字土居585番1まで	前	2.7 }	64
	後	7.0 }	64
		5.2 }	
		16.3 }	

高知県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下ノ加江
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村狼内字ツバキ山1285番3	前	5.0 }	72
	後	9.2 }	72
		5.7 }	
		9.2 }	

高知県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年11月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長

	後の別	(メートル)	(メートル)
幡多郡大月町春遠字松芝1543番24から幡多郡大月町春遠字栗石1547番6まで	前	3.5 }	190
	後	5.0 }	190
		4.2 }	
		20.0 }	

高知県告示第656号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県土木部港湾・海岸課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）
- 2 埋立区域

(1) 位置

須崎市浦ノ内出見字汐ヤ崎1374番口地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に結んだ線及び点11と点1とを結ぶ平成27年の春分の日の満潮位（TPプラス0.63メートル）における公有水面と護岸との境界線により囲まれた区域

点1 四等三角点桜木（北緯33度26分49秒9178・東経133度23分45秒3014）から180度07分19秒440.14メートルの地点

点2 点1から37度23分03秒10.94メートルの地点

点3 点2から41度56分54秒9.30メートルの地点

点4 点3から46度26分01秒9.30メートルの地点

点5 点4から50度34分38秒9.33メートルの地点

点6 点5から53度55分59秒9.56メートルの地点

点7 点6から55度49分03秒6.94メートルの地点

点8 点7から56度20分57秒2.02メートルの地点

点9 点8から343度04分46秒4.04メートルの地点

点10 点9から325度18分17秒4.85メートルの地点

点11 点10から325度17分41秒11.21メートルの地点

(3) 面積

832.64平方メートル

- 3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

須崎市浦ノ内出見字汐ヤ崎1374番口地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Lと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 四等三角点桜木（北緯33度26分49秒9178・東経133度23分45秒3014）から180度06分18秒453.40メートルの地点

点B 点Aから46度37分44秒69.91メートルの地点

点C 点Bから57度07分29秒26.97メートルの地点

点D 点Cから35度42分08秒16.55メートルの地点

点E 点Dから26度47分02秒30.78メートルの地点

点F 点Eから317度25分00秒10.10メートルの地点

点G 点Fから226度01分46秒9.72メートルの地点

点H 点Gから242度44分35秒37.15メートルの地点

点I 点Hから241度09分16秒49.61メートルの地点

点J 点Iから203度24分21秒18.38メートルの地点

点K 点Jから198度44分13秒31.01メートルの地点

点L 点Kから182度50分25秒15.52メートルの地点

(3) 面積

4,244.61平方メートル

- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 出願年月日
平成27年10月13日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年11月6日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された 目的

平成27年9月7日	変更前	特定非営利活動法人輝くのち	玉城 秀大	高知市針原237番地	この法人は、たくさんのいのちを守るために、本来私たち人間が持っている可能性を引き出し、心と体の健康に関する気付きを与え、感謝と分かち合いの社会を築くことを目的とする。
	変更後	特定非営利活動法人虹の種	〃	〃	〃

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年11月6日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年11月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年10月9日	特定非営利活動法人宇佐在宅介護センター	中川 美鈴	土佐市宇佐町宇佐398番地5	この法人は、高齢者、要介護者等に対して、介護サービスに関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市高須大谷2番地2
津野 崇
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市高須字高須塩田西ノ丸901番1、910番1及び959番2並びに字八町地東ノ丸1034番4及び1034番6並びに高須大谷1244番1及び1245番1
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市五台山2492番地
竹内 正次
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市屋頭字岩ノ丸130番1、131番1、132番1、133番1、195番2、195番6、196番1、196番2、197番1、197番2、198番4及び198番5並びに字立石南ノ丸235番4、236番2、237番及び238番2

2 認可年月日

平成27年11月20日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市赤野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年11月20日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	山内 芳幸	安芸市穴内 甲 36
〃	小松 和寿	安芸郡芸西村和食甲5812-13
〃	岡林 幸彦	安芸市赤野 乙1380-3
〃	岡林 輝男	〃 〃 乙1363-2
〃	小松 清	〃 〃 甲1763
〃	包國 康雄	〃 〃 乙 758
〃	有光 弘行	〃 〃 乙1857
〃	山中 昇	〃 〃 甲 881
〃	細川 共海	〃 〃 乙1913
〃	野町 章	〃 〃 甲2839

〃	小松惠一郎	〃 穴内	甲 79-1
〃	岡村 源	〃 赤野	乙 164
〃	包國 直樹	〃 〃	甲 192
〃	尾木 裕一	〃 〃	乙 493
〃	尾木 正二	〃 〃	乙2933-123
〃	細川 正敏	〃 〃	乙1827

(就任)

理事	横田 寛	安芸市赤野	乙1412
〃	栗山 周二	〃 〃	乙 766
〃	吉田 裕二	〃 〃	甲 232
〃	山中 光徳	〃 穴内	甲2636
〃	尾木 武	〃 赤野	乙 161
〃	岡林 清見	〃 〃	乙1756
〃	尾木 満	〃 〃	乙 491
〃	上杉 陽一	〃 〃	乙 131-イ-1
〃	福本 登	安芸郡芸西村和食	甲4347-3
〃	小松 良光	安芸市赤野	甲2679-2
〃	岡林 信行	〃 〃	乙1357
〃	有光 弘行	〃 〃	乙1857
〃	前田 幸利	〃 〃	甲 887
〃	椋本 光幸	〃 〃	乙1745
〃	山中 敏康	〃 穴内	甲2643
〃	野町 富和	高知市北金田	4-1

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第105号

平成27年11月15日に行った高知県知事選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成27年11月18日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

住所	氏名
高知県高知市鷹匠町二丁目2番6号	尾崎 正直

高知県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成27年11月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事	届出年月日

		氏名	務所の所在地	
福田さわ 子後援会	三谷 盛稔	森本 サユ リ	南国市大 桶甲2374 - 3	平27・10・ 15

高知県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成27年11月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党北川村支部	浜渦 康雄	異動なし	異動なし	平27・10・19
異動後		岩垣 実男			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	板原啓文後援会	異動なし	異動なし	土佐市高岡町甲750番地	平27・10・19
異動後				土佐市高岡町丁943番イ2号地	
異動前	民主市政をつくるみんなの会	森田 啓子	白居 一成	高知市上町二丁目4-19	平27・10・27
異動				田口 朝	

後		光		宕町二丁目21-7
---	--	---	--	-----------

高知県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成27年11月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
吉村ひろふみ後援会	土佐清水市西町1-9	岡林 守正	解散	平27・10・6
徳久衛後援会	南国市後免町二丁目9-14	西村 浩利	解散	平27・10・9
福田さわ子後援会	南国市大桶甲2374-3	横田 慧	解散	平27・10・15